

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊和歌山駐屯地
第398会計隊和歌山派遣隊長 牧原 佑磨

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6QHG12000450		67CH1AM3027 0001					
品名 または 件名							
予備発電機設備保守点検							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
3 0 4 水障中			和歌山駐屯地				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
和歌山駐屯地			令和8年11月30日（月）				

- 2 競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。
- 3 契約条項を示す場所
仕様書及び入札心得等については、和歌山駐屯地第398会計隊和歌山派遣隊事務室において示す。
- 4 説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和8年7月23日（木）10時00分 駐屯地会議室
- 5 保証金
入札保証金：免除 契約保証金：免除
- 6 落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争
- 7 注意事項
別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」における等級D等級以上に格付けされており、近畿地域の参加資格を有する者。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。(協力者を含む。)
- (8) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。ここでいう「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会計法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は(イ)について子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係にある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役員、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員は除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア又イに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

2 契約条項等を示す場所

陸上自衛隊和歌山駐屯地第398会計隊和歌山派遣隊
令和8年7月8日（水）～令和8年7月23日（木）
（土・日曜、祝日を除く9時～16時）

3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には見積もった金額の110分の100を記載すること。

4 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札条件に違反した入札、入札金額が明瞭でない入札、入札者が識別しがたい入札は無効とする。
- (2) 不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって談合をなした者の入札
- (3) 他人の入札参加を妨害した者の入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態があった場合
- (5) その他、入札に関する条項に違反した入札

5 契約書作成の要否

- (1) 落札者は、契約金額が250万円以上の場合は、落札決定後遅滞なく『陸上自衛隊標準契約書』の様式に基づき契約書を作成する。契約金額が100万円以上の場合は請書を提出すること。
- (2) 基本契約条項
役務請負契約条項
- (4) 特約条項
ア 談合等の不正防止に関する特約条項
イ 暴力団排除に関する特約条項

6 落札に関する事項

- (1) 落札決定方式
総額決定

入札価格が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、直ちにくじにより落札者を決定する。

(2) 違約金

落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上、落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

7 代金の支払い

代金の支払については履行を終了し検査を合格した後、正当な請求書を受理後、30日以内に支払う。

8 その他

- (1) 入札参加希望者は、参加希望の旨を令和8年7月22日（水）16時までに下記問い合わせ先へ連絡するとともに、資格審査結果通知書(写)及び入札参加受付票を事前に提出して下さい。（メール又はFAX送付可）
- (2) 郵便による入札については、令和8年7月22日（水）16時担当者到着分までを有効とします。なお、郵便入札の場合必ず便着の確認（連絡先（8）参照）をお願いします。
- (3) 入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
- (4) 電報・電話等による入札は認めません。
- (5) 代表者以外での入札については、入札日に委任状を持参してください。
- (6) 市価調査等依頼の場合はご協力をお願いします。
- (7) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊和歌山駐屯地 第398会計隊和歌山派遣隊事務所にて閲覧するか中部方面隊HP調達情報、中部方面会計隊入札公告・結果、心得・契約書を閲覧して下さい。
- (8) 入札等に関する問い合わせ・参加受付票送付先

〒644-0044

和歌山県日高郡美浜町和田1138 陸上自衛隊和歌山駐屯地
第398会計隊和歌山派遣隊 担当：高橋

TEL：0738-22-2501（内線347）

FAX：0738-22-2502（自動）

メール：ma4l8fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

本公告は、陸上自衛隊和歌山駐屯地第398会計隊和歌山派遣隊
陸上自衛隊信太山駐屯地第398会計隊
陸上自衛隊八尾駐屯地第398会計隊八尾派遣隊
自衛隊和歌山地方協力本部
及び陸上自衛隊中部方面隊ホームページ

http://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/に掲示する。



入札参加受付票

分任契約担当官

陸上自衛隊和歌山駐屯地

第398会計隊和歌山派遣隊長 殿

- 1 入札件名：予備発電機設備保守点検
- 2 入札日時：令和8年7月23日（木）10時00分から
- 3 入札場所：陸上自衛隊和歌山駐屯地 駐屯地会議室
- 4 入札参加希望業者等
会社名、住所、代表者名、連絡先等

名刺貼り付けでも結構です

（その際、下記の連絡先等は記入いただかなくて結構です）

電話番号：

FAX番号：

担当者名等：

メールアドレス：

- 5 入札参加方法（該当欄に○印を）

事前提出・郵送	持 参

調達要求書番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕様書番号
予備発電機設備保守点検	承 認	年 月 日
	作 成	令和 8 年 6 月 3 0 日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	第 3 0 4 水際障害中隊

1 場 所

和歌山県日高郡美浜町和田 1 1 3 8 陸上自衛隊和歌山駐屯地
2 9 号予備発電機室

2 時 期

契約締結日～令和 8 年 1 1 月 3 0 日

※細部実施時期については監督官と調整する。

3 実施概要

本作業は、和歌山駐屯地予備発電機設備の定期点検（C点検）及び保守点 検
を実施するもの。

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 機器点検・保守（C点検項目） | 1 式 |
| (2) 総合点検・保守（C点検項目） | 1 式 |
| (3) フィルタ等の交換（燃料及び潤滑油用） | 1 式 |
| (4) エンジンオイル・潤滑油及び冷却水等の交換 | 1 式 |

C点検：詳細は、「法令等に基づく一般点検整備表」による。

4 予備発電機設備詳細 ： 付紙による。

5 一般事項

- (1) 本作業は、本仕様書及びメーカー仕様によるほか、記載なき事項については、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（令和5年度版）」及び関係法令に基づき作業するものとする。
- (2) 本業務は、すべて丁重かつ確実に実施すること。
- (3) 受注者は業務実施に先立ち監督官との協議の上、作業工程表を作成し監督官に提出し了解を得た後、作業を実施すること。
- (4) 受注者は、業務の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。項目は作業前・実施中・完了・使用材料及び監督官の指示箇所とする。また写真は、作業完成後速やかに現像し、A4アルバムに整理の上1部提出すること。デジタルカメラを使用する場合においても前途に準じて実施すること。
- (5) 本作業は受注者の責任施工とし隊員若しくは部外者等に損害を与えた場合又は施設等を破損した場合は速やかに監督官へ報告この原因が施工に係ると認められた場合は全て請負者が補償及び賠償の責を負うものとする。
- (6) 電気・水道は原則として使用させないものとする。ただし、やむを得ない場合は官側に申し出ることとし、官側の規定により使用に係る費用は請負者負担とする。
- (7) 指定のもの以外の消耗品等・材料はすべて新品とし、JIS規格品及びメーカー適合品とする。作業前に新品と確認できる書類を提出し、使用前に監督官の検査を行い、合格した物のみ使用できるものとする。
- (8) 作業場所以外の立入りを禁止する。作業の都合上によりやむを得ず立入る場合は、係官と協議し指示に従うものとする。
- (9) 本作業に必要な電力・給水については、請負側で発電機等を持ち込むこと。やむを得ない場合は、官側に申し出ることとし、官側の規定により使用に係る費用は請負者負担とする。
- (10) 作業実施時間帯は午前8時15分から午後17時迄を基本とする。その他時間帯に作業を実施する場合については事前に監督官と協議の上指示に従うこと。
- (11) 業務実施に際し、請負側は施工条件を工事関係者に十分把握させるとともに、作業員に対して安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施すること。

- (12) その他不明な事項、提出書類はその都度監督官と協議し、指示に従い実施すること。

6 特記事項

- (1) 点検者は自家用発電設備専門技術者の資格を自ら有する者とし、また資格の写しを提出すること。
- (2) 本作業において発生した廃材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等を遵守し請負者の責任で処分すること。その際は、マニフェストの写しを官側に提出すること。
- (3) 機器の劣化が軽微な場合は、保守及び補修等を実施すること。
- (4) 保守に必要な消耗品類は次のとおりとする。
パッキン、リング、ヒューズ類、ランプ類、ウエス、グリス、補修用塗料、絶縁テープ、ガスケットゴムカバー、その他これに類するもの。
- (5) 作業が完了した際、点検整備結果報告書及び監督が指示した書類を速やかに監督官に提出すること。
- (6) その他不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し、指示に従い実施すること。

7 提出書類

- (1) 入門許可申請書：契約締結後速やかに
- (2) 作業工程表：契約締結後速やかに
- (3) 着手・完了届：着手・完了後速やかに
- (4) 作業写真（作業前・中・後）：作業完了後速やかに
- (5) 点検整備結果報告書：作業完了後速やかに
- (6) 自家用発電機設備専門技術者資格証の写し：契約締結後速やかに
- (7) その都度示された書類

8 完了検査

作業終了後、現場清掃のうえ監督官に届出て検査官の実施する現地検査及び提出された書類検査を受け、合格を以て作業完了とする。なお手直し事項が生じた場合については手直し完了後再検査を受けるものとする。現地検査は請負者立ち合いで、書類検査は書類提出後、当該仕様書に基づき実施する。

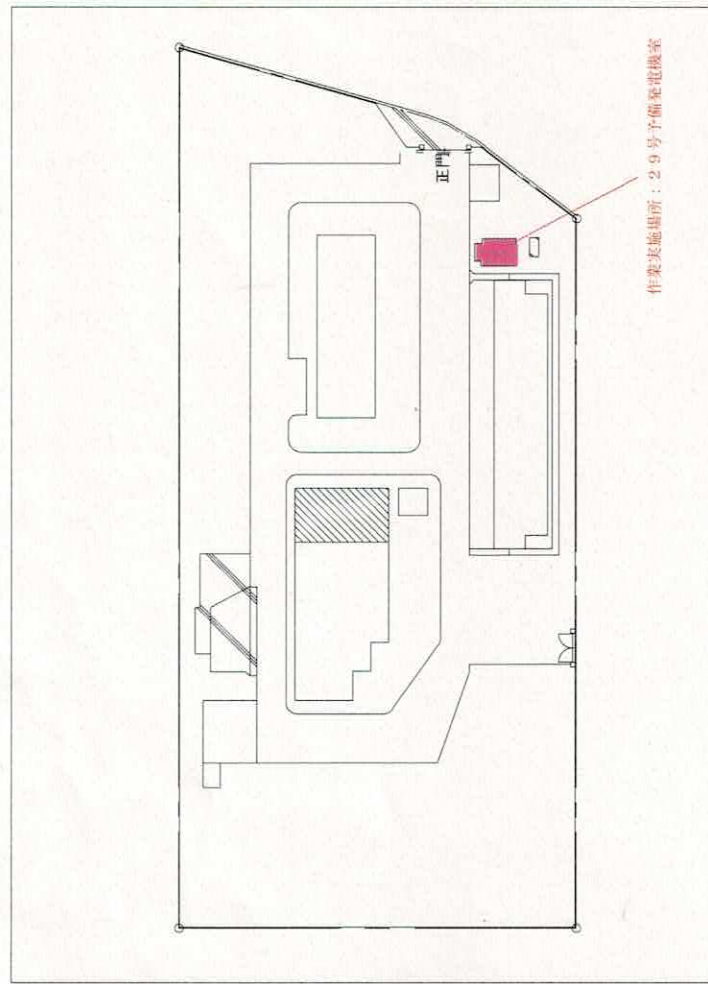
予備発電機設備詳細

設備型式	AP155D1-6T
発電機メーカー	ヤンマーエネルギーシステム株式会社
機関型式	6B120T-GL
機関番号	539469
出力*回転数	162 k w/1800min-1
燃料油（燃料消費量）	軽油（37.2 l / h）
発電機容量	150kVA
発電機型式（番号）	0AJM1890
電圧・電流及び周波数	220V/394A/60Hz
定格出力	120kW
相数及び力率	三相3線/0.8
装備質量	2513 k g
設置年月（製造年月）	2021年3月（2021年1月）



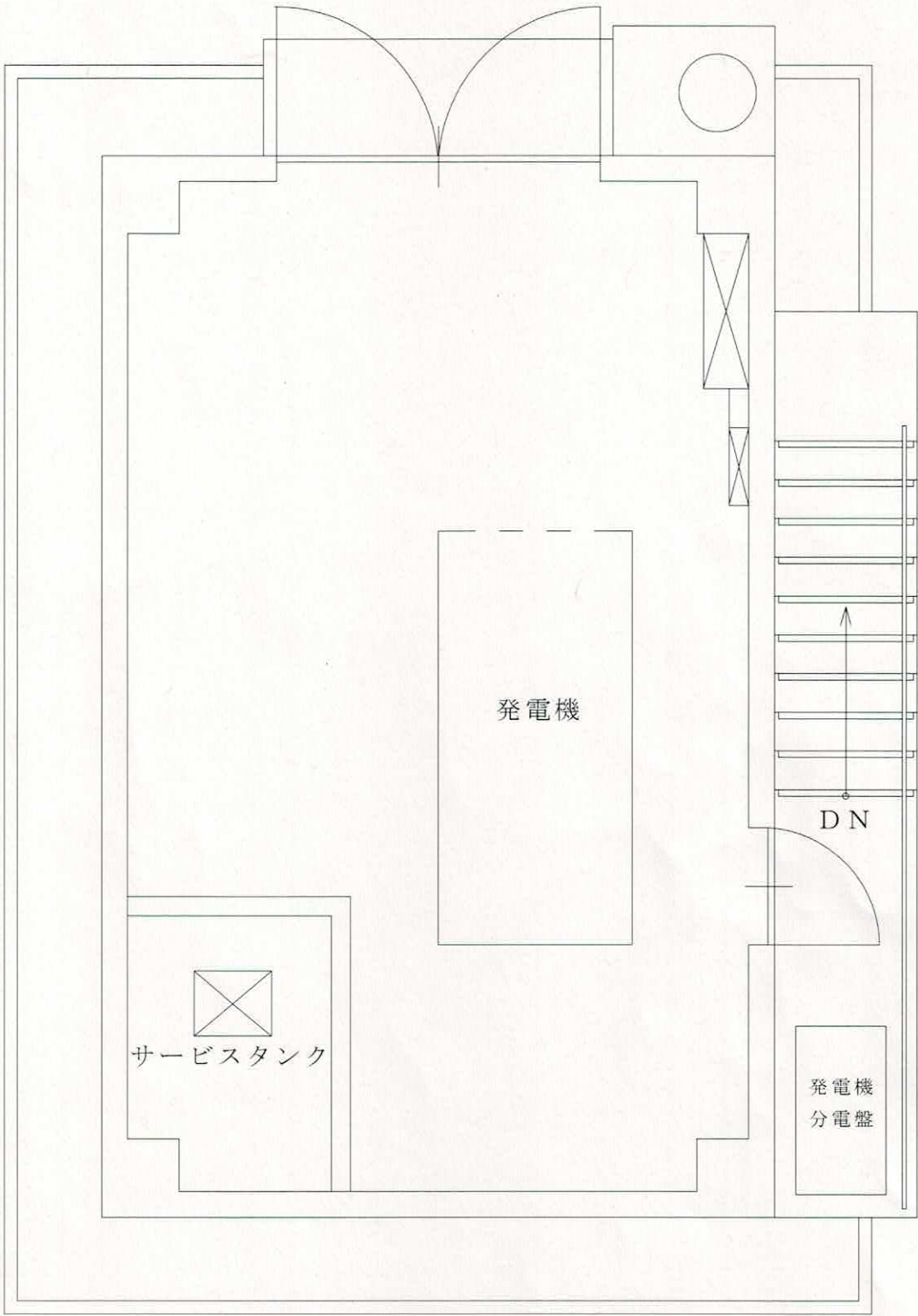






件名	予備電機設備保管点檢		
図面名称	和歌山駐屯地案内図・配置図		
作成者	2等陸曹	石本 智之	図面番号 5/1.1
作成日	令和8年6月 縮 尺		

國上自衛隊和歌山駐屯地 第304水際防衛中隊 營繕班



作業名称	予備発電機設備保守点検	
図面名称	予備発電機室平面図	
縮尺	A4 : 1/50	陸上自衛隊和歌山駐屯地

法令等に基づく一般点検整備表

A点検：3か月毎 D点検：2年毎
B点検：6か月毎 E点検：4年毎
C点検：1年毎 F点検：8年毎

点検整備工事は下記点検項目に従って実施し別表「点検結果報告書」をもって報告致します。

区分	点検部分	点検項目No.	点検整備項目（内容）	結果						備考
				A 点 検	B 点 検	C 点 検	D 点 検	E 点 検	F 点 検	
設置状況	周囲の状況	1	周囲の整理整頓、状況点検	○	○	○	○	○	○	障害物、各機器との保有距離
	区画等	2	区画、隔壁等の破損有無点検	○	○	○	○	○	○	
	水の浸透	3	水の浸透、漏れ等の有無点検	○	○	○	○	○	○	
	換気	4	換気装置の機能点検	○	○	○	○	○	○	自然換気、強制換気の別
	照明	5	照明設備及び機能点検	○	○	○	○	○	○	
	標識	6	標識の表示状況の点検	○	○	○	○	○	○	
	表 示	7	表示の適否確認	○	○	○	○	○	○	
	原動機・発電機	8	変形、損傷、脱落、漏れ等の有無点検	○	○	○	○	○	○	
	冷却装置	9	ラジエータ・配管等冷却装置の機能点検	○	○	○	○	○	○	
	冷却ファン	10	変形、損傷、腐食、及び駆動用Vベルトに緩み、損傷の有無点検	○	○	○	○	○	○	
	潤滑油類	11	潤滑油の種類及び湯量の点検	○	○	○	○	○	○	規定の油脂
	その他付属機器類	12	附属機器類の変形、損傷、脱落、漏れ等の有無点検	○	○	○	○	○	○	
	始動用蓄電池設備	13	蓄電池設備の機能点検（消防法）に準ずる		○	○	○	○	○	
	外形	14	空気槽、圧縮機等の変形等異常有無点検	○	○	○	○	○	○	空気槽容量 1/3 圧力 Mpa 空気だめ容量
	空気槽	15	空気槽圧力の点検	○	○	○	○	○	○	
	潤滑油類	16	潤滑油の種類及び湯量の点検	○	○	○	○	○	○	
制御装置	周囲の状況	17	周囲の整理整頓、状況点検	○	○	○	○	○	○	
	発電基盤	18	外形上で変形等の異常有無点検	○	○	○	○	○	○	
	自動始動盤	19	外形上で変形等の異常有無点検	○	○	○	○	○	○	
	補機盤	20	外形上で変形等の異常有無点検	○	○	○	○	○	○	
	電源表示灯	21	各表示灯の点灯状況の確認	○	○	○	○	○	○	
	表示灯	22	各表示灯の点灯状況の確認	○	○	○	○	○	○	
	開閉器・遮断器	23	開閉器及び遮断器の開閉機能確認		○	○	○	○	○	
	ヒューズ類	24	適正ヒューズの使用確認		○	○	○	○	○	
	継電器	25	各継電器		○	○	○	○	○	
保護装置	保護装置	26	確実に表示及び警報が動作するか否か確認	○	○	○	○	○	○	

法令等に基づく一般点検整備表

区分	点検部分		点検整備項目 (内容)	結果						備考
				A 点 検	B 点 検	C 点 検	D 点 検	E 点 検	F 点 検	
機器 点 検	機 器 類		27 設備を運転し各計器の作動、指示値を点検	○	○	○	○	○	○	
	燃 料 容器等	外 形	28 外形上で変形等の異常有無点検	○	○	○	○	○	○	
		燃 料 貯蔵庫	29 規定の燃料油量があるか点検	○	○	○	○	○	○	
	冷却水 タンク	外 形	30 外形上で変形等の異常有無点検	○	○	○	○	○	○	
		水 量	31 規定の冷却水があるか点検	○	○	○	○	○	○	
	排気筒	周囲の状況	32 可燃物が放置されていないか周囲の状況の点検	○	○	○	○	○	○	
		外 形	33 外形上で変形、損傷、指示金具の緩み等有無点検	○	○	○	○	○	○	
		貫通部	34 貫通部の変形、損傷、脱落等の異常有無点検	○	○	○	○	○	○	
	配 管		35 変形、損傷、漏れ等の有無点検	○	○	○	○	○	○	
	結線接続		36 回路、端末の変形、損傷等の有無点検	○	○	○	○	○	○	
	接 地		37 設置線の変形、接続部の損傷有無点検		○	○	○	○	○	
	始動性能		38 タイムスケジュール及びシーケンス通りに自動始動動作が完了するか否か点検	○	○	○	○	○	○	電圧確率時間 普通型・長時間型…40秒以内 即時普通・長時間型…10秒以内
	運転性能		39 無負荷運転での各部点検性能チェック		○	○	○	○	○	定格回転数で5～10分運転
	停 止 性 能	手動停止	40 手動停止措置の機能点検		○	○	○	○	○	停止後、再始動しないこと
		自動停止	41 タイムスケジュール及びシーケンス通りに自動始動動作が完了するか否か点検	○	○	○	○	○	○	
総 合 点 検	耐震装置		42 アンカーボルト、防振装置、可とう管継手等耐震措置が適正に行われ且つこれ等に変形損傷等の有無を点検	○	○	○	○	○	○	
	予備品等		43 予備品及び回路図等の備付状況点検			○	○	○	○	
	接地抵抗		44 抵抗値を測定し適正であるか否かを確認する			○	○	○	○	他の法令による点検がされている場合はその測定値とする
	絶縁抵抗		45 抵抗値を測定し適正であるか否かを確認する			○	○	○	○	
	始 動 装 置	※ 始動用 蓄電池設備	46 蓄電池設備の総合点検（消防法）に準ずる			○	○	○	○	
		始動用空気 圧縮設備	47 容量及び機能を点検			○	○	○	○	
		始動補助 装 置	48 確実に作動するか否か点検			○	○	○	○	
	保護装置		49 作動値が設定値通り否か点検			○	○	○	○	
	負 荷 運 転	運転状況	50 正常な運転状況であるか否か点検			○	○	○	○	
		換 気	51 換気（吸気及び排気）の良否点検			○	○	○	○	
	切 替 性 能	運転切替 性 能	52 常用運転・非常用運転の切替良否点検			○	○	○	○	

※上記までは消防法に基づく点検項目

法令等に基づく一般点検整備表

区分	点検部分	点検項目No.	点検整備項目（内容）	結果						備考
				A 点 検	B 点 検	C 点 検	D 点 検	E 点 検	F 点 検	
燃料系統	燃料噴射ポンプ	53	噴射時期及び調整ネジ弛み点検				○	○	○	
		54	プランジャの漏れ確認				○	○	○	
		55	分解点検						○	
	燃料噴射弁	56	噴射圧力・噴霧状況点検調整				○	○	○	
		57	分解掃除					○	○	
	燃料油コシ器	58	ドレン抜き（及びブローオフ掃除）			○	○	○	○	
		59	分解掃除			○	○	○	○	
	燃料タンク	60	沈殿物・水分の排出	○	○	○	○	○	○	
		61	燃料灯油中の添加剤有無確認	○	○	○	○	○	○	
	フィードポンプ	62	フィードポンプ分解点検					○	○	
潤滑油系統	移送ポンプ	63	燃料移送ポンプの作動	○	○	○	○	○	○	
	潤滑油ポンプ	64	主要部分の分解点検						○	
	機関潤滑油	65	汚れ点検			○	○	○	○	スポットテストによる
		66	油量点検（検油棒上部目盛迄）	○	○	○	○	○	○	
	弁腕注油ポンプ	67	分解点検					○	○	
	弁腕注油タンク	68	汚れ点検（含燃料希釈）	○	○	○	○	○	○	
		69	油量点検	○	○	○	○	○	○	
	潤滑油コシ器	70	分解掃除			○	○	○	○	
		71	ドレン抜き		○	○	○	○	○	
	潤滑油冷却器	72	外観目視点検（錆・損傷の有無）	○	○	○	○	○	○	
		73	圧力（水压or油圧）テスト					○	○	0.39MPa 30min
		74	分解点検清掃						○	
	自動始動用	75	ピストンポンプ分解点検				○	○	○	
	プライミング装置	76	モーターポンプ分解点検						○	
	ガバナ	77	油量点検	○	○	○	○	○	○	1年毎に交換（別途）
	燃料噴射ポンプ（集合型）	78	油量点検	○	○	○	○	○	○	1年毎に交換（別途）
	過給機	79	油量点検（タービン側・フロア側共に油面計白線まで）	○	○	○	○	○	○	1年毎に交換（別途）
	発電機	80	軸受部油量点検	○	○	○	○	○	○	
冷却水系統	冷却水ポンプ	81	メカニカルシール又はグラウンドパッキン交換					○	○	
		82	主要部分分解点検						○	

法令等に基づく一般点検整備表

区分	点検部分	点検項目No.	点検整備項目（内容）	結果						備考
				A 点 検	B 点 検	C 点 検	D 点 検	E 点 検	F 点 検	
往復動部	シリンダライナー	112	シリンダライナー内径計測（絞りチェック）						○	
		113	ライナー拔出しパッキン、ゴムリング交換。 水ジャケット部掃除、防錆塗装（頸部カラーチェック）						○	頸部カラーチェック
クランク軸	主軸受	114	主軸受メタル点検						○	台板式のみ
		115	主軸受ボルトゆるみ点検						○	
	クランク軸	116	ピン・ジャーナル点検						○	ジャーナル点検は台板式のみ
		117	ハズミ車側クランク歯車締付ボルト点検						○	
		118	バランスウェイトボルト点検						○	
		119	デフレクション計測			○	○	○	○	
調速装置	調速リンク	120	タイミングギヤー他ギヤー当り背隙点検						○	交換可能な場合
		121	点検調整			○	○	○	○	
	ガバナ （機械式・油圧式）	122	注油及び摺動点検	○	○	○	○	○	○	
過給系統	過給機	123	分解点検又は洗浄							別途工事
		124	プロアフィルタ洗浄			○	○	○	○	
		125	分解掃除						○	
	空気冷却器	126	水圧テスト（分解の上）						○	0.39MPa 30min
		127	外観目視点検錆・損傷の有無	○	○	○	○	○	○	
		128	圧力テスト					○	○	0.39MPa 30min
その他・附属装置	回転計	129	分解点検清掃						○	
		130	機関停止中指針が零を指しているか	○	○	○	○	○	○	
	潤滑油・弁腕油 圧力計	131	機関停止中指針が零を指しているか	○	○	○	○	○	○	
	冷却水圧力計	132	タンクヘッド圧力を指しているか	○	○	○	○	○	○	
	燃料油圧力計	133	タンクヘッド圧力を指しているか	○	○	○	○	○	○	
	断水スイッチ	134	配線ターミナルの増締			○	○	○	○	
		135	動作値の確認調整			○	○	○	○	
	油圧低下スイッチ	136	ターミナルの増締確認調整			○	○	○	○	
		137	動作値の確認調整			○	○	○	○	
	冷却水 温度スイッチ	138	配線ターミナル増締			○	○	○	○	
		139	動作確認調整			○	○	○	○	
	潤滑油 温度スイッチ	140	配線ターミナル増締			○	○	○	○	
		141	動作確認調整			○	○	○	○	

法令等に基づく一般点検整備表

区分	点検部分	点検項目 No	点検整備項目（内容）	結果						備考
				A 点 検	B 点 検	C 点 検	D 点 検	E 点 検	F 点 検	
その他・ 附属装置	燃料フロート スイッチ	142	配線ターミナルの増締			○	○	○	○	
		143	動作確認調整			○	○	○	○	
	スピードリレー 又はスイッチ	144	配線ターミナルの増締			○	○	○	○	
		145	動作確認調整			○	○	○	○	
	セルモーター	146	接点・ブラシ等の点検			○	○	○	○	F点検時に取り外し点検
	発電機	147	発電機ブラシの汚れ摩耗点検	○	○	○	○	○	○	
		148	スリップリング当り点検（含錆汚れ）	○	○	○	○	○	○	
		149	軸受油カキリング点検	○	○	○	○	○	○	
	制御盤	150	遮断器絶縁油点検				○	○	○	
		151	計器の点検	○	○	○	○	○	○	
		152	保護継電器の動作確認			○	○	○	○	動作値確認は別途
	ラジエータ関係	153	冷却水入替及び清掃				○	○	○	不凍液の新替（別途）
		154	コアの掃除、ゴムホース交換					○	○	
		155	ファンの羽根取付紙の弛み点検	○	○	○	○	○	○	
		156	ファンベルトゆるみ点検			○	○	○	○	
		157	スパイダー谷底部点検			○	○	○	○	通水テスト
	煙道	158	背圧測定			○	○	○	○	50%以上の負荷がかかる場合のみ
		159	消音器のドレン抜き	○	○	○	○	○	○	
	軸継手	160	外観点検			○	○	○	○	
		161	ゴム継手のゴム点検			○	○	○	○	
	中間軸受	162	潤滑油の汚れ・油量点検	○	○	○	○	○	○	
		163	軸受メタルの点検					○	○	
	クラッチ	164	潤滑油の汚れ・油量点検		○	○	○	○	○	
		165	潤滑油の交換			○	○	○	○	
		166	ガイドブッシュ部へのグリース補充			○	○	○	○	
		167	各部締付ボルト点検			○	○	○	○	リミットスイッチ付属の場合は作動確認
		168	作動確認		○	○	○	○	○	異音・発熱・異常振動の有無

入 札 書

分任契約担当官

陸上自衛隊和歌山駐屯地

第398会計隊和歌山派遣隊長 牧原 佑磨 殿

令和 年 月 日

住所・名称・代表者名・担当者名・連絡先

¥

(消費税を含まない)

- 1 納期(履行期限) : 令和8年11月30日
2 納地(履行場所) : 陸上自衛隊和歌山駐屯地
3 落札方法 : 総品目総額
4 契約保証金 : 免除

印

当社(私又は当団体)は、本見積書の提出をもって、暴力団排除に関し、入札心得に定める事項について誓約いたします。
上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

	品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備考
1	予備発電機設備保守点検	仕様書のとおり	ST	1			
2		以下余白					
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
					計		

(注)押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

市場価格調査依頼書

下表における物品等の市価調査にご協力お願いいたします

TEL 0738-22-2501(内線347)

FAX 0738-22-2502(1630～0830)

提出期限：令和8年7月21日 16時00分

メールでの提出にご協力お願いいたします

ma418fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

この市価調査票は、市場における物価の動向を調査するものであり、
本調査票により、契約の締結することはありません。

担当 高橋

令和 年 月 日
住所・名称・代表者名・担当者名・連絡先

¥

(消費税を含まない)

- 1 納期(履行期限)： 令和8年11月30日
2 納地(履行場所)： 陸上自衛隊和歌山駐屯地

印

	品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備考
1	予備発電機設備保守点検	仕様書のとおり	ST	1			
2		以下余白					
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
計							

(注)押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。